

和歌山県建設発生土管理基準

令和2年11月12日

和歌山県

県土整備部

和歌山県建設発生土管理基準

目 次

	頁
第1章 総 則	
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 県条例の趣旨等	2
4 管理基準の適用範囲	2
5 発注者の責務	2
第2章 環境基準	
1 土砂等の環境基準等	3
2 汚染要因の確認調査及び土壌検査の実施	3
3 汚染要因	3
4 土壌検査	3
5 建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い	4
6 汚染された建設発生土の扱い	4
その他	4
様式-1 建設発生土の管理調書（搬出用）	作成者：搬出側発注者 5
様式-1-2 建設発生土の管理調書（搬入用）	作成者：搬入側発注者 6
様式-2 汚染要因に関する調査票	作成者：搬出側発注者 7
資料 特に留意する業種	8
様式-3 土壌検査結果証明書	作成者：試験機関 9
別表 1 埋立て等に使用される土砂等の環境基準	10
様式-4 土砂等採取元証明書	作成者：搬出側元請業者 11
別表 2 試料の採取方法	12
様式-5 搬出土砂証明書	作成者：搬出側発注者 13
工事発注から完了までの事務フロー	14

和歌山県建設発生土管理基準

第1章 総則

1 目的

この基準は、「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」（平成21年4月1日施行。以下「県条例」という。）の趣旨を尊重し、発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ること目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 公共工事

国、地方公共団体等が発注する建設工事をいう。

(2) 建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

(3) 埋立て等

土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。）による埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為をいう。ただし、製品の製造又は加工のために原材料のたい積、廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けて設置された一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物処理施設において行われる埋立て等及び汚染された土砂等を処理するための施設で知事が指定するものにおいて行われる埋立て等は除く。

(4) 特定事業

埋立て等に供する区域以外の場所（宅地造成その他の事業の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域（以下「宅地造成等区域」という。）以外の場所）から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積（宅地造成等区域において土砂等の埋立て等に供する区域が複数ある場合にあつては、それぞれの区域の面積を合計した面積）が3,000㎡以上であるものをいう。

(5) 環境基準に適合しない土砂等（汚染土壌）

県条例第15条の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準に適合しない土砂等をいう。

(6) 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

① 他の公共工事での利用

② 公共工事で利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

③ 再利用のための土壌改良プラントへのたい積

(7) 土砂等の環境基準

別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」をいう。

3 県条例の趣旨等

(1) 県条例の骨子

県条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

- ① 事業者は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。
- ② 埋立て等に使用する土砂等の環境基準の設定
- ③ 環境基準に適合しない埋立て等の禁止等
- ④ 一定規模以上の事業区域における埋立て等の事業の許可制の導入
- ⑤ 埋立て等事業完了区域における土砂のたい積の構造について構造の基準を制定
- ⑥ 特定事業に係る土地所有者の責務の強化

(2) 県条例の適用対象等

① 県条例の適用対象

県条例は、すべての埋立て等を行う行為に適用するものである。

② 許可を要する事業

埋立て等を行う区域の面積が 3,000 m²以上の特定事業は、知事の許可が必要である。

(3) 公共工事の取扱い

県条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

- ① 公共工事（国、地方公共団体等が管理する土地において発注する工事に限る。）により特定事業を実施する場合は、知事の許可は不要である。
- ② 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合には、環境基準に適合していることを証する土壌検査の結果の添付を要する。

4 管理基準の適用範囲

この基準は、和歌山県県土整備部が発注する工事に適用する。

5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 工事受注者に対し、県条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を指導する。
- (3) 建設発生土の管理状況に関する書類は、「建設発生土の管理調書」（様式-1）に内容を記載のうえ、所属長の承認を得ること。また、保存期間は、工事完了日の次の年度から起算して5年間とする。ただし、維持管理及び緊急を要する工事（崩土除去等）については、様式-1の作成を省略することができる。

(4) 現場状況から考えて汚染のおそれがある場合は土壌検査を実施する。

第2章 環境基準

1 土砂等の環境基準等

(1) 土砂等の環境基準

建設発生土により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土が別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」に適合していなければならない。

(2) 環境基準に適合しない建設発生土による埋立て等の禁止

環境基準に適合しない建設発生土による埋立て等（工事間利用を含む）は行ってはならない。

(3) 環境基準の適否の確認

環境基準の適否の確認は、様式-2に定める「汚染要因に関する調査票」に基づき実施するものとする。

ただし、維持管理及び緊急を要する工事（崩土除去等）については、様式-2の調査を省略することができる。

2 汚染要因の確認調査及び土壌検査の実施

確認調査及び土壌検査は次により行うものとする。

建設発生土を搬出する事業については、様式-2に定める「汚染要因に関する調査票」により確認調査を行い、汚染されたおそれがある又は汚染の有無が確認されていないと判断された場合は、4,000 m³毎に土壌検査を行うものとする。（4,000 m³未満の場合は、1回実施。）

なお、県条例施行規則第16条第4項第1号による特定事業へ搬出する際の土壌検査の要否については、地質データ（国等の事前データの蓄積、ボーリングデータ等による地層の均質性等）、現場の状況等を勘案し、総合的に判断すること。

3 汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染されたおそれがあるため、土壌検査を行うものとする。

- (1) 資料の業種の工場・事業場用地又は過去に工場・事業場として使用された土地
- (2) 明らかに汚染された履歴のある土地
- (3) 過去に薬品等により土壌改良等の処理をした土地

4 土壌検査

- (1) 試料の採取は別表2に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
- (2) 土壌検査は別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」の項目、基準値、測定方法により行うものとする。
- (3) 土壌検査結果証明書は、計量法第107条の規定により登録を受けた者が発行したものとし、原則として様式-3によるものとする。

5 建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い

建設発生土を搬出及び搬入する場合は、以下のとおりとする。

(1) 建設発生土の搬出

① 公共工事から民間が行う特定事業場へ搬出する場合

公共工事から民間が行う特定事業場へ建設発生土を搬出する場合には、「土壌検査結果証明書」(様式-3)及び「土砂等の採取元証明書」(様式-4)を提出する。ただし、「汚染要因に関する調査票」(様式-2)により汚染のおそれがないことが確認されたときは、「搬出土砂証明書」(様式-5)を上記に代えて提出することができる。

② ①以外の場合(公共工事から他の公共工事へ搬出する場合等)

公共工事から県条例の許可を要しない事業場へ建設発生土を搬出する場合は、「汚染要因に関する調査票」(様式-2)の写し又は「土壌検査結果証明書」(様式-3)、及び「土砂等採取元証明書」(様式-4)を提出する。

(2) 建設発生土の搬入

① 他の公共工事から公共工事へ搬入する場合

他の公共工事から建設発生土を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票」(様式-2)の写し又は「土壌検査結果証明書」(様式-3)、及び「土砂等採取元証明書」(様式-4)を受理する。

② 公共工事以外から公共工事へ搬入する場合

ア 砕石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡、譲渡証明を受理する。

イ 公共工事以外から建設発生土を搬入する場合は、「土壌検査結果証明書」(様式-3)及び「土砂等採取元証明書」(様式-4)を受理する。

ただし、維持管理及び緊急を要する工事(崩土除去等)については(1)の場合を除き、適用除外とすることができる。また、搬出又は搬入する土砂の量が10m³未満の場合は、環境基準に適合していることを証する「土壌検査結果証明書」(様式-3)の添付を省略することができる。

6 汚染された建設発生土の扱い

土壌検査の結果、建設発生土が土砂等の環境基準に適合しない場合は、他の場所への搬出(廃棄物処理法の許可を得ている処理施設への搬出は除く。)や工事間利用等はできないものである。従って、この場合は、関係機関と協議し発生土の適正な処理を行うものとする。

その他

この基準に定めのない事項については、技術調査課と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年4月1日制定)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。(平成28年12月16日一部改正)

この基準は、令和元年7月1日から施行する。(令和元年5月13日一部改正)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。(令和2年11月12日一部改正)

様式-1-2

建設発生土の管理調書(搬入用)

決 裁	所 属 長			

年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか。

建設発生土搬入計画				
事業年度		区分	公・単	事業名
工事名				
工事箇所				
事業面積	m ²	搬入土砂総量		m ³
供給元工事名等	工事箇所又は所在地		搬入予定量 (m ³)	土砂区分該当 数字に○印
				1. 2. 3
				1. 2. 3
				1. 2. 3
				1. 2. 3
土砂区分は、次のものから選択する。 1 他の公共工事から建設発生土を搬入するもの。 2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。 3 法令等により許認可された採取土砂を搬入するもの。				
施 工 実 績 (完成後作成) 職 氏 名 _____ 作 成 日 _____ 年 月 日				
請負業者名			現場代理人	
工 期	年 月 日 ~		年 月 日	
供給元工事名又 ストックヤード等その他名	工事箇所又は所在地		搬入土量 (m ³)	供給元機関名又 は施設等責任者

- 搬入する土砂の箇所が明示された平面図を添付すること。
- 本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了日の次の年度から起算して5年間保管する。
- 維持管理及び緊急を要する工事（崩土除去等）については、本調書の作成を省略することができるものとする。

汚 染 要 因 に 関 す る 調 査 票

事業年度		区分	公・単	事業名	
工事箇所					
工 期					
調査年月日	年 月 日～	調査事務所名			
	年 月 日				
No	土 地 環 境				
①	<input type="checkbox"/> 同一事業区間及び、一連の区画において土壌検査結果がない土地		継続事業の場合 隣接した先行工事名 _____ 実施年度 _____		
②	<input type="checkbox"/> 資料の業種の工場・事業場用地又は過去に工場・事業場として使用された土地				
	業務分類				
③	<input type="checkbox"/> 明らかに汚染された履歴のある土地				
④	<input type="checkbox"/> 過去に薬品等により土壌改良等の処理をした土地				
土砂の環境基準の判断区分	① 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。 ② 継続事業であり、隣接した先行工事での汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。 ③ 汚染の恐れを有する為、土壌検査を実施した結果、別添土壌検査結果のとおり環境基準に適合する。				
判 定					
<input type="checkbox"/> 当該工事箇所の土砂は、上記土砂の環境基準の判断区分__により環境基準に適合している。 <input type="checkbox"/> 当該工事箇所の土砂は、環境基準に適合していない。					

- 上記土地環境の項目が該当する場合は■とし、上記「土地環境」欄②の「業務分類」欄には「資料」(P8 参照) から選択記入。また判定欄についても該当する項目を■とする。
- 「資料」(P8 参照)は、総務省統計局編集の日本標準産業分類を参考としているが、更新がなされた場合は、最新版を参照すること。
- 土地環境については、履歴調査等を参考とすること。
- 上記土地環境の4項目のいずれかに該当する土地は、土壌検査が必要である。
- 維持管理及び緊急を要する工事(崩土除去等)については、本調査を省略することができるものとする。

資料

特に留意する業種

産業分類中分類		産業分類小分類		産業分類細分類	
繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	11				
木材・木製品製造業	12	その他の木製品製造業	129	木材薬品処理業	1291
パルプ・紙・紙加工品製造業	14				
出版・印刷・関連産業	15				
化学工業	16	化学肥料製造業	161		
		無機化学工業製品製造業	162		
		有機化学工業製品製造業	163		
		油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	165	塗装製造業	1644
				印刷インキ製造業	1645
		医薬品製造業	166		
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	167		
		その他の化学工業	169	農薬製造業	1692
石油製品、石炭製品製造業	17	石油製造業	171		
		潤滑油・グリース製造業	172		
		コークス製造業	173		
		舗装材料製造業	174		
		その他の石油・石炭製品製造業	179	その他の石油・石炭製品製造業	1799
なめし皮・同製品・毛皮製品業	20	なめし皮製造業	201		
窯業・土石製品製造業	21	ガラス・同製品製造業	211		
		セメント・同製品製造業	212		
		その他の窯業・土石製品製造業	219		
鉄鋼業	22				
非鉄金属製造業	23				
金属製品製造業	24				
はん用機械器具製造業	25				
生産用機械器具製造業	26				
業務用機械器具製造業	27				
電子部品・デバイス・電子回路製造業	28				
電気機械器具製造業	29				
情報通信機械器具製造業	30				
輸送用機械器具製造業	31				
その他の製造業	32	貴金属・宝石製品製造業	321	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業	3211
ガス業	34	ガス業	341		
水道業	36	下水道事業	363	下水道処理場	3631
学術・開発研究機関	71				
宿泊業	75	旅館、ホテル	751	旅館、ホテル	7511
洗濯・理容・美容・浴場業	78	洗濯業	781	普通洗濯業業	7811
その他の生活関連サービス業	79	他に分類されない生活関連サービス業	799	写真プリント、現像・焼付業	7993
医療業	83	病院	831		
		診療所	832		
廃棄物処理業	88	一般廃棄物処理業	881	ごみ処分業	8816
		産業廃棄物処理業	882	産業廃棄物処分業	8822
自動車整備業	89				
機械等修理業	90				
その他（上記以外）	95				

※本表は、総務省統計局編集の日本標準産業分類を参考としている。本表の業種名を選択し、汚染要因に関する調査票の業務分類に細分類から順次該当するものを記載する。

土 壤 検 査 結 果 証 明 書

様

発 行 番 号
分 析 機 関 名
代 表 者 地
所 在 地
電 話 番 号
計 量 証 明 事 業 者 の 登 録 番 号
環 境 計 量 士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.003 以下	日本工業規格 K0102 55.2, 55.3 又は 55.4
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 及び 38 の備考 11 の方法を除く。)又は昭和 46 環告第 59 号付表 1
有機燐	mg/l			不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1
鉛	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05 以下	日本工業規格 K0102 65.2
砒素	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 3、昭和 49 環告第 64 号付表 3
P C B	mg/l			不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 4
ジクロロメタン	mg/l			0.02 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002 以下	平成 9 環告第 10 号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04 以下	シス体；日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 トランス体；日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
チウラム	mg/l			0.006 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 5
シマジン	mg/l			0.003 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			0.02 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
セレン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3 又は 67.4
ふっ素	mg/l			0.8 以下	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1.1c) 及び昭和 46 環告第 59 号付表 7
ほう素	mg/l			1 以下	日本工業規格 47.1, 47.3 又は 47.4
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05 以下	昭和 46 環告第 59 号付表 8
検体の性状	形状			色	におい
備考	発 生 場 所： 発 生 事 業 者 名： 工 事 名：				

*計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の名前又は名称及び事業者の所在地を備考欄に記入。

別表 1

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 ㍉につき 0.003mg 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102 の 38 に定める方法（規格 K0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 ㍉につき 0.05mg 以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7a）又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	検液中濃度に係るものにあつては、規格 K0102 の 61 に定める方法
総水銀	検液 1 ㍉につき 0.0005mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	検液 1 ㍉につき 0.02mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ㍉につき 0.004mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.1mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.04mg 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ㍉につき 1mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ㍉につき 0.006mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ㍉につき 0.002mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 ㍉につき 0.006mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ㍉につき 0.003mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ㍉につき 0.02mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ㍉につき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 ㍉につき 0.8mg 以下	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、リン酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c）（注(2)第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ㍉につき 1mg 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 ㍉につき 0.05mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備 考

1. 基準値の欄中、検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定める方法より検液を作成し、これを用いて測定するものとする。
この場合においては、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
2. 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

土 砂 等 採 取 元 証 明 書

年 月 日

様

採取元（発生元）事業者

住 所

事 業 者 名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

搬出する土砂等が次の工事現場から採取（発生）された土砂等であることを証明します。

土砂等の採取場所の所在地		
土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	氏名： 住所： 電話番号：
	工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該埋立て等区域への土砂等の搬入予定量	m ³	
今回の証明に係る土砂等の量	m ³	
当該埋立て等区域への土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日	
発生土砂等の土壌検査結果 証明書の有無	有 無	
証明に係る土砂等の運搬事業者 名、住所及び電話番号	運搬事業者名： 住所： 電話番号：	

(注) 特定事業区域へ搬出する場合の宛名は、県条例第 19 条により許可を受けたものとし、証明者は搬出側の発注者から請け負った施工業者とする。
 特定事業区域以外へ搬出する場合の宛名は、搬入側の発注者とし、証明者は搬出側の発注者から請け負った施工業者とする。

試料の採取方法

1 搬出する土砂等の採取方法

- ア 土壌検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所毎に、当該土砂等の量がおおむね 4,000 m³につき 1 回の割合で採取すること。
ただし、採取場ごとに 1 試料は採取すること。
- イ 上記の場合において、土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として、分散した任意の 5 地点を決め、その 5 地点から採取された土砂等を等量混合し、1 試料とすること。
- ウ 深さについては、地表から 50cm までの土砂等を均等に採取すること。
- エ ただし、第 1 種特定有害物質（※土壌汚染対策法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する 12 物質）に係るもの及び 1,4-ジオキサンについては、上記イ及びウに係わらず、代表的な地点 1 地点において、50cm までのできるだけ深い位置で採取すること。

※ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンの 12 物質。

搬 出 土 砂 証 明 書

年 月 日

様

発注者名 印

搬出する土砂等については、下記のとおり、汚染された土砂で無いことを証明します。

土砂等の採取場所の所在地		
土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	
	事業者	事業者名： 住 所： 電話番号：
	工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該埋立て等区域への土砂等の搬入予定量	m ³	
今回の証明に係る土砂等の量	m ³	
当該埋立て等区域への土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日	
証明に係る土砂等の運搬事業者名、住所及び電話番号	運搬事業者名： 住所 ； 電話番号 ；	

(注 1) 特定事業区域へ搬出する場合の宛名は、県条例第 19 条により許可を受けたものとし、証明者は搬出側の発注者とする。

特定事業区域以外へ搬出する場合の宛名は、搬入側の発注者とし、証明者は搬出側の発注者とする。

(注 2) 既存の土壌検査結果証明書を添付すること。

工事発注から完了までの事務フロー

